

# 4月からこう変わる

## 改正 介護保険法

**い**よいよ新年度。4月は介護報酬の改定だけでなく、改正介護保険法も施行になります。法律の正式名称は「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（略・地域包括ケア強化法）。昨年5月に成立したものです。「保険者機能推進交付金」（インセンティブ交付金）が新設され、市町村には地域マネジメントが求められるように。また、地域包括支援センターの業務評価がスタートするほか、8月には3割負担導入も始まります。ケアマネジャーが押さえておきたいポイントをピックアップしてお伝えします。

### 【4月から変わる 主な法改正事項】 ※地域包括ケア強化法以外の法律事項も含む

介護サービス関係	地域支援事業関係	利用者負担関係
2018年4月	2018年4月	2018年4月
<ul style="list-style-type: none"> <li>保険者の事業者指定のかかわりを見直し 地域密着型通所介護の指定拒否が可能に 都道府県の居宅介護サービス指定にかかる市町村協議制を拡充</li> <li>居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に完全移譲</li> <li>有料老人ホームの開設・運営の規制が強化 都道府県への届け出情報を拡充 都道府県に次号の制限・停止権限を付与 「前払金保全措置」の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○包括的支援事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症総合支援事業が完全スタート 認知症初期集中支援事業や認知症地域支援推進員の配置など</li> <li>在宅医療・介護連携推進事業の8項目が完全スタート</li> <li>生活支援体制整備事業が完全スタート 協議体の設置、生活支援コーディネーターの配置など</li> </ul> </li> <li>○包括的支援事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>インセンティブ交付金の導入</li> </ul> </li> <li>地域包括支援センターの業務評価が義務化</li> <li>○その他               <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定が終了</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の条件を満たす高齢障害者に対し、介護保険利用時の負担軽減策を実施</li> <li>65歳以上の人の入院時の食費負担を一部引き上げ（医療）</li> </ul>
		2018年8月
		<ul style="list-style-type: none"> <li>現役並み所得者の利用者負担3割に</li> <li>70歳以上の「現役並み」「一般」の高額療養費にかかる自己負担限度額をさらに見直し（医療）</li> </ul>

2018年  
4月～

### インセンティブ交付金が法定化

改正法の中で、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能を強化することを目的に創設されたのが、「保険者機能推進交付金」（インセンティブ交付金）です。できるだけ要介護状態にならないように、また要介護状態となっても重度化しないような取り組みを強化するため、自治体ごとに国の作った指標で採点し、高得点の自治体により多くの交付金をもらえる仕組みです。

この交付金に注目な理由は、指標の中にケアマネジャーに関する事柄が多く含まれているからです。評価指標は全61項目。計画のPDCAの取り組み、自立支援重度化予防、保険運営の安定化と広範な内容となっていますが、もっとも多いのが「自立支援、重度化予防に資する施策の推進」に関する指標。ここに、ケアマネジャーに関

係するものが多く盛り込まれています。

例えば、地域包括支援センターと協議してケアマネジャー対象の研修会・事例検討会を計画しているか、生活援助の多いケアプランを地域ケア会議で検証する体制があるか、「入院時情報連携加算」や「退院・退所加算」をどれほど算定しているか、など。指標とその採点基準、配分方法等については、2月28日付けの事務連絡で明らかにされています（p.33で一部抜粋して紹介）。

初年度は200億円（都道府県全分10億円、市町村分190億円）の予算を確保。市町村分については特別会計に繰り入れて、一号保険料分に充当できるようにし、保険料軽減の効果を取り組みへの動機付け（インセンティブ）とします。市町村が事業者への支援も含めて、地域をマネジメントしていく流れが加速されます。ケアマネジャーにとっては市町村だけでなく地域ケア会議の存在感がますます大きくなり、多職種によるケアマネジメントや研修体制が充実する可能性も。4月から各項目の実施状況をアンケート調査し、回答の締め切りは10月。2019年3月に補助金が交付されます。業務で関係する市町村の動きに注目です。

いよいよ4月から

### 居宅介護支援事業所の指定権限、市町村へ

居宅介護支援事業所の指定権限が4月から市町村に移乗されます。こちらは2014年6月に成立した医療介護総合確保推進法の改正事項で、この4月からいよいよ完全スタートです。これに伴って、変更届や休止届、廃止届、各種加算の届け出も今後は事業所所在地の市町村に提出することになります。

これまで事業者の指導や監査を市町村が行うことができたが、4月からは事業所の指定、勧告、命令、指定の取り消しなども市町村が行うこととなります。また、居宅

介護支援の運営基準について、市町村が条例で定めることが可能になります（2019年3月末まで経過措置あり）。

このほか、事業所だけでなく、ケアマネジャー個人に対する指導権限の移譲もこの4月に実施されます。ケアマネジャーが基準に違反した場合の「報告の求め、指示・研修受講命令、業務禁止」に関する事務・権限が、業務を行う指定都市に移譲されます。なお、介護支援専門員の登録を行っている都道府県も、引き続き指導権限を有することになります。